

「だれもが住み続けられる持続可能なまちづくり事業」業務仕様書

1 目的

玉川村では、令和6年度に「たまかわくらしサポートセンター(以下、「センター」という。)」を設立し、関係人口拡大や移住・定住促進をさらに力強く推し進めていく。

本委託業務では、移住希望者に対し、中山間地域に多い戸建ての空き家を活用した「たまかわくらし」を体験できる場を提供するとともに、移住前から地域とコミュニケーションを図るためのサポート体制を構築することで、地域内の空き家利活用及び移住・定住の促進を図り、「だれもが住み続けられる持続可能なまちづくり」を目指す。

2 業務内容

(1) 空き家を活用した地域交流活性化事業「プレステイたまかわ事業」実証支援業務

① 目的

玉川村では、移住者等の新たな住まいや企業の地方拠点としての空き家の活用可能性を探るため、村内の戸建て空き家を活用した「(仮称)プレステイたまかわ事業」の構築に向けた実証事業として、関係人口や移住希望者・二拠点居住希望者等(以下、「移住希望者等」という。)や企業の受け入れスキームを構築する。

② 業務内容

(ア) 施設運営業務

村内の戸建て空き家を1軒以上選定した上で、通年利用できるように整備(備品の準備等も含む)し、移住希望者等が地域活動の際に滞在する施設や、企業が地方で事業展開をする際または地域交流の拠点等として活用できる施設として運営する。

物件については、受託者の所有か否かを問わないが、賃貸の場合は事業開始にあたって所有者等と必要な手続きを適切に行うこと。

想定される業務内容は以下のとおり。

- ・物件選定(村内戸建て住宅に限る。物件数は1軒以上とする。)

- ・移住希望者等や企業(以下、「利用者」という。)の募集

- ・物件に係る不動産管理業務

- ・利用者の予約(申込)受付

- ・利用料の設定及び徴収

(利用料を徴収する場合は受託者の収入とするが、金額の設定にあたっては村と協議すること。)

- ・利用者と地域との交流調整(空き家見学会、地区行事への参加など)

- ・各種法令等に基づく許認可手続き(旅館業法、消防法など)

- ・その他上記1の目的に資する業務

※物件の修繕が必要な場合は、受託者の責任において委託業務の遂行に支障がないよ

う実施すること。なお、物件の修繕費は委託料に含めないこと。

③スケジュール管理

本業務実施にあたり、年間スケジュールを作成し進捗管理をすること。

選定した物件については、6月30日までに供用を開始し、利用者が7月1日から入居できるよう、募集業務等を行うこと。

(イ)運営マニュアル作成業務

施設運営業務及び利用者の受入スキームを整理し、他の空き家を活用する場合の「お試し施設開設・運営マニュアル」を作成する。想定される内容は以下のとおりとするが、マニュアルに必要な項目は提案すること。

- ・利用者の募集～受入までの流れ
- ・1回当たりの滞在期間
- ・利用料目安
- ・許認可手続き方法
- ・施設管理における留意点 等

(ウ)ランディングページ(以下、「LP」という。)の制作・管理

・事業の実施背景や事業概要、募集等の事業実施に必要な情報を掲載した本事業のLPを作成し、事業の進捗に併せて随時更新を行うこと。

・デザイン及び構成については、以下に留意すること。

- a ページの訪問者に対して、玉川村の魅力を発信し、移住定住・二地域居住に興味・関心を高めるよう工夫すること。
- b レスポンシブ Web デザインを採用し、PC、スマートフォン及びタブレット端末で閲覧しやすいものとする。

・LP は本業務終了後には、村職員等が更新できるような仕様とすること。

・LP は、玉川村移住ポータルサイト「たまかわくらす」からリンクさせるため、LP のバナーを作成すること。

・たまかわくらす HP

<https://www.vill.tamakawa.fukushima.jp/akiya/>

PowerCMS X version 3.22 を使用

・なお、たまかわくらす HP は令和6年度にリニューアルを実施する(別途プロポーザルを実施する「たまかわくらしサポートセンター機能向上事業」において改修作業を実施)。

(2)「(仮称)たまかわくらし応援サポーター」制度創設に向けた地域リーダー育成事業

① 目的

センターが地域と一体となって、関係人口拡大や移住・定住を促進していくため、地域住民等が案内人役となる「(仮称)たまかわくらし応援サポーター(以下、「サポーター」という。)」制度を令和7年度に設立を目指している。

令和6年度においては、サポーターのあり方や役割等の指針を策定するため、検証や調査を行う。

② 業務内容

- ・サポーターの指針策定
- ・移住希望者等に必要なサポート業務のカテゴリ分け
- ・サポーター候補となる「地域リーダー(キーパーソン)」の発掘
- ・サポーターの業務の整理
- ・ワーキンググループ開催支援(5回以上)
- ・先進事例の調査研究
- ・その他、サポーター制度設立に向けて必要な業務

(3)報告書の作成

上記(1)及び(2)の事業に係る一連の成果を取りまとめた報告書を作成する。

3 履行期間

事業完了日:2025年3月25日までとする。

4 成果品

お試し施設開設・運営マニュアル(PDF データで納品)
事業報告書 1部

5 必要事項の補充

本業務を実施するにあたり、本仕様書に明記されていない事項で技術上当然必要と認められる事項は、受託者の責任で補充するものとする。

6 検査

本業務の成果品、関係資料、作業の実施状況について、玉川村は随時検査を行えるものとする。また、事業完了後であっても過失または疎漏等に起因する問題が生じた場合は、受託者の責任で速やかに対処するものとする。

7 完了

本業務は、実施報告書等、玉川村が必要と定める書類を提出し、玉川村の完了検査を受け、検査合格により完了とする。

8 その他

- ・本委託業務にあたり製作される成果物の著作権は村に譲渡するものとし、成果品については、村が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。
- ・受託者は、業務の遂行にあたり、村と適宜協議し、連絡調整を行うものとする。
- ・本仕様書に定めがない事項または仕様について生じた疑義等については村と受託者双方で協議の上、決定するものとする。